スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名:公益財団法人 日本武道館]

[記載日: 令和3年3月1日]

【対応状況に係る自己評価】

A:対応している

B: 一部対応している C: 対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は, 団体に適用される法令を遵守しているか。	Α
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法)、公益社団法人及で 人の認定等に関する法律(以下、認定法)に則った定款及び諸規程を定め、運用して	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	_
当財団は本項に該当しない。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	Α

国内の事業に関して、当財団施設設備を使用して行う事業では、消防法、火災予防条例等に 則って実施している。また、地方開催の事業については、開催各地の条例のほか各会場の諸規 則を遵守して実施している。

日本国外で実施する事業に関しては、訪問国及び地域における法令を大使館や現地協力者を通じて照会し、事業を実施している。また、事業に伴う武道用具・物品の輸送にあたっても ATA カルネ条約、外国為替及び外国貿易法など関係法令に基づき、外務省・訪問国大使館はじめそのほか関係官庁の指導及び専門業者の協力を得て手続きを行っている。

(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。

Α

当財団の理事・監事・評議員に関する構成員数、選任及び解任方法、任期、権限、報酬、会の決議事項、招集時期等については法人法及び認定法に則って整備し、定款及び諸規程に定めている。

これらのうち、選任方法については、認定法第5条第11号「他の同一の団体」、第5条第10号及び認定令第4条「理事と特別の関係がある者」の定めに則った選任要件を明記している。また、報酬等は定款で定めるほか、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」にて詳細を定めることで、認定法第5条第13号及び第20条「役員等の報酬等の支給基準」を遵守している。

計算書類及び事業報告の承認においては、理事長がこれらの書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会の承認を得ることを定款に明記しており、適切な団体運営及び事業運営を実現している。

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。

Α

財団の目的及び事業は定款に記載し、電子公告を行っている。単年度については、年度開始前に事業計画書・収支予算書を作成し、当該年度の事業・財務状況の見込みを詳述している。 また、年度終了後には事業報告書・計算書類を作成し、事業成果と年度末の財務状況を説明している。これらの書類についても、電子公告を行っている。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

Α

主に管理部門職員を対象として、所掌業務範囲における関係諸法令・社会情勢等の最新の知見を得られるよう、職員研修費を毎年度予算計上し、外部研修受講を促している。

(2) 指導者,競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

_

当財団は本項に該当しない。

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。

Α

財産の管理・運用については、理事会の決議によるほか、会計処理規程及び資産運用規程によって行うことを、定款に明記している。会計処理規程では経費支出や証憑保存に関しても定めている。なお会計処理は、同規程の定めのほかに、法令・定款・公益会計基準に準拠して行っている。

公正な会計原則を遵守するための業務サイクル確立状況については、自主的な点検のほか、 監査法人とのディスカッションにて役職員間で意見交換を実施し、確認している。

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。

Α

民間スポーツ振興費等補助金(日本スポーツ協会補助、日本オリンピック委員会補助、日本 武道館補助、日本障がい者スポーツ協会補助、大学スポーツ協会補助及び全国規模のスポーツ リーグ又は大会の主催団体補助)及び政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金(日本スポー ツ協会補助)の受給にあたり

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令
- ・民間スポーツ振興費等補助金(日本スポーツ協会補助、日本オリンピック委員会補助、日本 武道館補助、日本障がい者スポーツ協会補助、大学スポーツ協会補助及び全国規模のスポー ツリーグ又は大会の主催団体補助)及び政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金(日本ス ポーツ協会補助)交付要綱

の定めを遵守して、申請から実績報告に至る所定の手続きについて、事業部門と補助金申請担 当部門が共通認識を持って連携し、遂行している。

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。

Α

請求書作成・決済・帳簿作成・各種申告及び納税等の重要業務には二重以上のチェックを設けている。

監査は、監事による監査を実施する以外に、監査法人による外部監査を実施している。また、 税理士に税務顧問を委託することで、重要事項に関して、会計・税務両側面の専門的見地から 指導を受けている。

原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに,組織運営に係る情報を積極的に開示することにより,組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。

Α

法人法第156条「定款の備置き及び閲覧等」、第129条「計算書類等の備置き及び閲覧等」、 認定法第21条「財産目録の備置き及び閲覧等」に則り、事業計画及び収支予算に関する書類等 や事業報告及び決算に関する書類等について、主たる事務所への一定期間の備置きと一般の閲 覧に供する旨(電子公告含む)を定款に明記し、実施している。

(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。

Α

理事会・評議員会等の内容を、財団が発行する月刊「武道」に掲載し、発信している。

原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合,ガバナンスコード <NF 向け>の個別の規程についても,その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード <NF 向け>の規程があるか(ある場合は下欄に記述)

原則■について

当財団は本項に該当しない。